

いわゆる「局地的市場圏」論の批判：（その二）

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4403480>

出版情報：経済学研究. 36 (1/2), pp.1-29, 1970-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



経 済 学 研 究

第36巻 第1,2号

June 1970

Vol. 36 No. 1, 2

いわゆる「局地的市場圏」論の批判

— (その二) —

湯 村 武 人

第三章 共同体論

(1)

局地的市場圏の構造について、『西洋経済史』は次のように説明している。

「どの局地的な市場圏も2, 3ないし数か村をふくんでおり、圏内の村々には、農民のほか、かなりの比率の手工業者が定住していた。もちろんその比率は村ごとに異なるが、もっとも工業化した村では、手工業者の数はしばしば村民の3分の1をこえていたと云ってよからう。しかも、その手工業の種類はきわめて多様で、しばしば当時知られていたものをほぼ網羅していた、とさえ言われている。そして、中心をなすもっとも工業化した村々には、通常1週に1日定期「市」がたち、その日には村民たちはここに集まって、商品を売買したのであった。」(p. 15)

けれども、諸種の手工業者が農民と混住しているとか、定期市がたつということだけであれば、その手工業者の数や種類はそれほどではな

いとしても、封建社会を通じて同じようにみられる農村風景であったにちがいない。とりわけわれわれは、H・ピレンヌがその『資本主義発達の諸段階』(大塚, 中木共訳, 未来社)において述べている、十三世紀ヨーロッパに続々と出現したという「自給自足型の都市」を想起する。すなわち、ピレンヌはいう。

「中心的な都市を取り巻いて衛星的な諸都市が発達し、こうして西ヨーロッパの到るところ、十三世紀のうちに大小おびただしい数の都市が開花するにいたった。そしてそのうちのあつものは、と云ってそれが大部分を占めたのであるが、いきおい局地的な取引に甘んずることとなった。そのような都市の生産は、都市自体のほかには市壁の周辺二、三里を加えた地域の住民の必要によって決定され、都市が工業製品を供給すれば、これと交換に、郊外は都市住民の食物の供給を配慮したのであった。」(p. 38)

なるほどこれは、明らかに市壁をもち、そしておそらくは都市法をもち、ピレンヌのいうように「都市経済の理論の適用される」ものであ

るが、その性格は、これまたピレンヌによれば、「資本主義に対立する経済を云々する」ことが正当とされるべきものであった。とくに、「小商品生産者どうしの直接の売買」、あるいは「経済圏としての自給自足の傾向」という点では、大塚氏のいわゆる局地的市場圏と何ら異なるところがない。とすれば、このいわゆる「自給自足型の都市」を含めて、古い型の農村都市と、大塚氏の局地的市場圏との相違点はどこにあるのだろうか。

大塚氏は、『欧州経済史』のなかで、農村工業という観点からではあるが、そのちがいを次のように説明しておられる。すなわち、単に農村内部に手工業者が混住し、そこに局地的な分業関係を作りだしているというだけなら、ただ単にそうした事実だけなら、古代にさえもみられ、歴史とともに古いとさえ言える。しかし、そうした古い時代の農村手工業者たちは、いずれも何らかのデーミウルギー *Demiurgie* (=共同体のための労働) という形で、古い封建的な農村機構、つまり農村共同体の仕組みのなかにかがっちりと組みこまれていた。ところが、いま問題にしている農村工業は、たしかにある意味ではそうした古いものが成長したもののだが、ただ単に古いものの分化と拡張というだけでなく、「もはやデーミウルギーなどとはおよそ異なっており、古い封建的諸権利(とくに共同体)の規制に服そうとはしない自由な小商品生産者」によって担われている」と。(p. 128)

だが、そもそもデーミウルギーとはいったい何か。大塚氏がこの言葉を借りてこられた当の本人であるM・ウェーバーの述べるところをみよう。

ウェーバーの『経済史』(邦訳、黒正、青山共訳『一般社会経済史概論』)は、その「結論—概念上

の予備的注意」において次のように述べている。

「団体が家計的な場合にあつては、該団体の経済行為はその構成員の欲望充足という観点からおこなわれる。ところでこれがさらに二つに再分される。(a) この家計の上級団体がゲノッセンシャフトリッヒ *genossenschaftlich* な「平等なる仲間結合における」、仲間団体的な、「平等仲間制的な」組織をもつ場合。後述のごとく、インドの村落はこの一例である。実際、インドの村落の手工業者はもはや自律性を有せず、仲間団体としての村落から土地を貸与され、その雇人となつたものであり、その労働を無償でか、あるいは、あらかじめ総括的に概算した報酬と引きかえにか、何れかの仕方て給付すべき義務を負うものであつた(デーミウルギッシュな経済)。(p. 26)

ウェーバーはまた、同書第一章「家計、氏族、村落および荘園—農業制度」(p. 92)でも、第二章「資本主義的發展の開始にいたるまでの工業および鉱業」(p. 241)でも、ほぼ同じような規定をおこなっている。

また、デーミウルギーという言葉こそ使われていないが、『資本論』(岩波文庫版、第三分冊、p. 83~5)も、デーミウルギッシュな経済についての詳細な記述をおこなっていることを、あわせて指摘しておく。

要するに、デーミウルギーとは、ウェーバーにおいては、(そしてマルクスにおいても)、家計的団体内部における手工業者のある特定の存在形態であることは明白である。そしてこのことは、大塚氏自身によつても、その論文「共同体内分業の存在形態とその展開の諸様相」の中で、次のように明確に認められている。

「ウェーバー自身の説明を注意深くよむなら

ば「デーミウルギー」Demiurgie という概念の中核をなすものとして、次のような基本的事実がわれわれの目におのずから浮んでくるであろう。

（1） 共同体の内部には最初から一種ないし数種の手工業者がその成員として定住しており、彼らと農民たる他の成員たちとのあいだには恒常的に生産物の交換がおこなわれている。しかし、それは、さしあたっては商品交換とよばれるべきものではない。いや、最初は物々交換の形をさえとっていない。

（2） そうした手工業者たちは共同体全体から、いくばくかの土地（主として庭畑）か、収穫の一部を無償で供与され、それによって生活するのであるが、その代り共同体の他の構成員たちの需要に応ずる（たとえば自分の仕事場で作った製品を提供する）義務をおう。つまり、文字どおり共同体に隷属する働き手なのである。このばあい、生産物の交換という Verkehr の関係は、いまだ自給自足の自然経済のうちに完全に埋没しているばかりでなく、労働生産物の交換を通じて、ようやく、本来の共同体成員たる農民たちと相對峙しはじめている手工業者たち自身も、まだ共同体という独自の生産関係のうちにがっちりと組みこまれ、その法則に完全に従属させられていることが明らかであろう。」（『著作集』、第7巻、p. 140）

ところが大塚氏は、つぎに、それがウェーバーの用語範囲を全く逸脱することを十分に承知のうえで、それでもなお、「何らか共同体全体の規制のもとに服せしめられているばあいには、（たとえそれが商品生産の形態をとる場合にも——引用者）、それをもひろくデーミウルギーのうちに含めたい」と主張される。

大塚氏の考えはこうである。共同体において

は、それぞれ自給自足的な経済生活をいとなむ各成員のあいだにそれぞれ何らかの形で共通の利害が存在するが、そうした共通の利害をまもり共同体を保持していくために共同体規制が義務づけられる。そして、そうした共同関係の一環として、交換がおこなわれるばあいにも、仲間では売買せずとの原則が妥当し、合理的な市場原則は排除されてしまう。そして、このような共同関係の原則にみちびかれた共同体内の生産物交換こそがデーミウルギーである。したがって、共同体の内部で手工業生産が商品交換の形をとりはじめる場合にも、その結果としてただちに、デーミウルギーの性格を捨てさせて、自由な小ブルジョワの商品生産が一挙に転成するとは考えられない。「というのは、共同体内部にあっても、商品交換がおこなわれるや否や、そこに価値法則が作用しはじめるのは当然のことであるとしても、しかもなお、そうした価値法則の作用がただちに共同体の基本法則である共同態規制にうちかかって、自由に自己を貫徹するにいたるとは、史実に照らしても、どうてい考えがたいからである。むしろ、ある時期までは、またある関係のもとにおいては、商品生産の関係がなお共同体の基本法則のもとに包摂され、したがって価値法則の作用が共同態規制への従属によって歪められつつ現われてくるということは明らかな事実といわねばならない。そのもっとも見やすい例としては、たとえば中世都市のギルド制手工業における価格決定のばあいを考えてみればよいと思う。ともかく、私はヴェーバーのいうデーミウルギーをいっそう広く解して、共同体規制のもとになお従属させられている限り、商品生産の姿をとる手工業者をもそのうちに含めたいと思うのである。」（p. 143）

大塚氏のこのような理解は、いっけん、もっともな見解として肯く人々があるかも知れない。とりわけ、ウェーバーの前記『要論』の訳者が、同書の解説として付している『経済と社会』からの次のような引用文を読む場合にそうである。

「上級団体が経済統制的団体にとどまり、しかも、それが家計的である場合、団体の規律は特殊の仕方において家計的に志向せしめられる。すなわち、それは個々の仲間の予見された需要に志向せしめられ、団体（村落）そのものの家計の目的に志向せしめられぬという仕方をとる。かように志向せしめられて専門化した給付義務を称してデミウルギッシュな実物ライトルギーとよび、こういう様式において欲望充足を準備することをデミウルギッシュな欲望を充足とよぶこととしよう。この場合、つねに重要なのは、分業および協業が団体によって統制される、ということである。」(p. 27)

つまり、ここではウェーバー自身が、「重要なのは、分業および協業が団体によって統制される」ことであるとだけ、つまりより緩和された形でしか述べていないようにも解釈されるからである。

しかしながら、例えば前にみた引用文の中で大塚氏が例示されていた中世都市のギルド手工業の場合をとりあげてみよう。われわれはそれを、果してデミウルギーと規定しうるであろうか。否である。なぜなら、ギルドは、それが「経済統制的団体」であることは確かであるが、そこにおける生産は、「個々の仲間の予見された需要」を「志向」するものではないからである。なるほどそれは、たしかに「経済統制」はおこなうが、その目的とするのは、ウェーバーが他の場所（同書、p. 271）で述べている

ように、仲間のそれぞれにその伝統的生業を維持させ、その伝統的生業において生活を続けさせることにある。その目的とするところは構成員や団体それ自身の需要を充足することでは決してない。

村川堅太郎氏の論文「デーミウルゴス」（『史学雑誌』64の11）はデーミウルギーに関して大塚氏自身が推賞される論文であるが、「この語は「共同体 *dēmos*」と「働く」と言う字の合成語であるが「共同体の中の働き手」ではなくて「共同体のための働き手」の意味に古代から解釈されて来て、今日でもそれが認められている」と明言している。大塚氏の理解は村川氏のいわゆる「共同体の中の働き手」になっていることに留意すべきであろう。

なお、「たとえば中世都市のギルド制手工業における価格決定のばあい」という大塚氏の言葉が何を意味しているのかは明確ではないが、おそらくは中世都市のギルドに特有の「公正価格」を指すものと思われる。そこで以下暫くこの点について検討しておこう。

クラウス『中世経済倫理序説』（小林珍雄訳）は「公正」なる観念について次のように説明している。

「この公正ということを対象とする正義は、法律的正義としては、成員としての個人を社会全体及びその目標に対して正しき上下関係、全体、部分関係におき、高権的な配分的正義としては、社会をして、その成員に、負担と受益との正しき配分をはかり、また、交換的正義としては、平等の成員としての個人を、権利に基づく正しき相互関係におくべき任務を、課せられているのである。かくして、法律的正義は、公益 (Donum Commune) に向けられ、この公益の維持されるために、一種の物価規整を要求

するように、交換的正義は、個人間における所有の帰属を規整するものであるが、この帰属の限界をこれで仕切るというのではなく、むしろ正当に成立しているものとされる限界の維持を監視するわけである。」(p. 35)

たしかに「公正価格」は、クラウスからのこの引用文が教えるように、「成員としての個人を社会全体及びその目標に対して正しき上下関係、全体、部分関係におき」、大塚氏のいわゆる共同体規制に属するものと認めなければならない。けれども、だからといってそれが、大塚氏のいわれるように、価値法則の支配を歪めるように作用するかといえば、事態はむしろ逆である。それはウェーバーのいわゆる「賤民資本主義」的な非合理性を排除し、単純再生産段階における価値法則の支配を助けるようにこそ作用する、とわたしは思う。それはむしろ、近代資本主義成立のための必要な経過点であり、その積極的な役割をこそ評価すべきであろう。その『古代農業事情』（邦訳、『古代社会経済史』）の末尾を占める「古代、中世都市比較論」において、ウェーバーがツンフトを近代資本主義発展のための一つの条件として高く評価していることが想起されるべきである。

ウェーバーは、「労働法。ツンフトの社会的勢力ならびに労働関係のツンフト的な組織。要するに自由人労働の最初の組織。」(p. 461)と、ツンフトを「自由人労働の組織」と評価したあと、「相互に無数の関係によってくみ合わされた諸権利、諸特権。共同体の組織。強制権。集貨強制権。禁制権。市場権。等々。なかんずく慣習的なまたは強制的な価格統制。」というギルドの諸規制こそが、資本主義の発展のための土台をなした、と指摘している。

「このような取引の土台が存在したことを絶

対に過少評価しないであらうのである。これらの諸特権、諸規則は、資本主義にとってはその利潤追求の障害であるが、しかしそれは、資本主義的計算を可能ならしめる支柱なのである。この資本主義的計算はオリエン的な値切りたおしという絶対的な飛砂の上にはきずかれえなかったであろう。」(p. 482) すなわちウェーバーによれば、近代資本主義は中世の商工業組織の土壌の上に自己の生育のための諸条件をつくりだしたのであって、それらの諸条件のあるものを、中世の商工業組織のかたわらに、またあるものをその内部につくりだした。「近代資本主義は、ツンフトにたいするはげしい闘争をおこなったにもかかわらず、つねにツンフトによってつくられた軌道と法形態とを利用することによって、自己の生育のための諸条件をつくりだしたのである」(p. 486)、というのがウェーバーの見解である。

なお、マルクヌもまた、そのアンネンコフ宛の手紙の中で、同様の趣旨のことを述べていることを指摘しておく。

「同職組合の特権と制度、中世の規制的体制は、既得の生産諸力とこれらの制度が生じた既存の社会状態とに対応する唯一の社会的諸関係だった。同職組合的な規制的な体制の保護のもとに、資本が蓄積され、海上貿易が発展し、植民地が建設された。」(『資本論』にかんする手紙)(1)、国民文庫版、p. 10)

(2)

再び農村工業に戻ろう。前にみたように大塚氏は、「何らかのデーミウルギー（＝共同体のための労働）という形で古い封建的な農村機構、つまり農村共同体の仕組みのなかにながらりと組みこまれていた」点に、古い時代の農村

工業と新しい形の農村工業、つまり局地的市場圏との相異を認めておられた。そして、こうした大塚氏の見解は、資本制以前のすべての社会は共同体的構成をとっており、その点においてこそそれらの社会は資本制社会と区別されるという考え方にもとづいている。そこで、以下大塚氏の共同体論の検討が必要になる。

氏は、その論文「共同体をどう問題とするか」(『著作集』第9巻所収)において、封建社会について次のように述べられている。

「資本主義に先立つところの「封建制」とよばれる階級関係ですが、これはもちろん抽象的な階級一般などではありません。特定の経済内容や利害を伴い、それによってすみずみまで媒介されているところの独自の階級関係なのです。もちろん、その経済的利害の内容を決定する土台は、資本主義のばあいのような「商品生産」ではありません。あるはずもありません。では、いったい何かといえば、それが封建制に特有な共同体的関係だ、というわけです。そうした共同体をなして生産しつつあるような諸個人、あるいは農民諸個人が土地占取関係という紐帯によって互いに結び合わされつつ作りだしている特有な共同体、これこそが封建制の物質的基礎をなすものだというのです。つまり、封建制は、特有な共同体(=共同組織)の基礎の上に打ち立てられた独自の階級関係、そうした土地所有関係であり、したがって、特定の共同体諸関係によってすみずみまで媒介され、基礎づけられているわけです。」(p. 208)

なお、氏の著書『共同体の基礎理論』(同じく『著作集』第九巻所収)は、資本制に先行する諸共同体を順次にアジアの形態、古典古代的形態、ゲルマン的形態と規定してその検討をおこなっているが、氏のいわゆるゲルマン的共同

体、すなわち封建的共同体については、次のように述べている。

「まず注意しなければならぬのは、「ゲルマン的」形態のばあい基本共同体はいまや「村落」——定住形態としての「村落制」というよりは、いま少しひろく、土地占取者の隣人集団という意味での「村落」——となり、したがって、共同体はすぐれて「村落」共同体の姿をとるにいたった、ということである。すなわち、「ゲルマン的」共同体においては、土地の共同占取および成員の私的活動に対する共同態規制(ヴェーバー的に表現すれば「共同態の封鎖化」)の主体は、もはや古い「部族」的血縁組織や「半=都市」的戦闘組織などではなく、土地占取者の隣人集団である「村落」になっている。このことは、たとえば、すでにメロヴィンガー期の代表的部族法典『レックス・サリカ』において、一方では、一定の形式のもとに「氏族」からの自由な離脱をみとめつつ(第六十章)、しかも他方では、外来者を村民(=共同体成員)として承認するばあい、「隣人」たちの全員一致の合意が必要とされている(第四十五章)ことなどに明瞭に現われているといえてよい。事実、カロリング一期ともなれば、「土地」——富の包括的基盤である「土地」——の私的占取関係はすでに究極において、「氏族」によってではなく、「村落共同体」Dorfgemeindeによって規制されており、たとえば、相続権者を欠くばあいなどには、結局「村落」内の「隣人」の手に帰属すべきことになっていたとされている。」(p. 83)

この文章のなかには重大な誤りがいくつも含まれており、そうしたいくつもの誤りのうえに氏の封建的共同体=村落共同体という規定が築きあげられている。けれども、しばらくその点

にふれることを止めて、さしあたり封建社会が共同体であるという点から検討していけば、マルクスもまた、資本主義以前の社会における個人の自立性を認めず、「より大きな全体」に属するものとして理解していることは事実である。

『経済学批判序説』のA、序説、I、生産は次のように述べている。

「我々が歴史を遠くさかのぼるにしたがって、ますます個人は——したがって生産をなす個人も、非独立的なものとして、一つのより大きな全体に属するものとして現われる。すなわち、最初はまた、全く自然的な仕方、家族において、そして種族にまで拡大された家族において。後には、諸種族の対立と融合とから生ずる種々の形態の共同体において。」（河出書房版『マルクス』、p. 230）

だが、問題は、マルクスが「より大きな全体」とか「種々の形態の共同体」とかいう表現によって、何を意味しようとしているかである。まず、『ドイッテ・イデオロギー』において所有の諸形態に関して述べている箇所を参照しよう。

「所有の最初の形態は、種族所有である。それは、生産の未発展段階に対応するもので、この段階では、一民族が狩猟および漁撈によって、牧畜によって、またはせいぜい農耕によって衣食する。……

第二の形態は、古代の共同体所有および国家所有である。これは、ことに、幾つかの種族が契約または征服によって結合して一都市を成すところから生じ、そして、これにあっては奴隷制が相変らず存続する。……

第三の形態は、封建的または身分的所有である。古代は都市とその小領域とから出発した

が、中世は田舎から出発した。……封建的所有も、種族所有および共同体所有と同じく、やはり一つの共同体を基礎とするが、しかし、直接生産者の階級としてこの共同体に対立するものは、古代の共同体の場合のように奴隷ではなく、農奴たる小農民である。同時に、封建制の完成とともに、さらに諸都市に対する対立が加わる。土地所有の階層制編制と、これに連なる武装家臣団とは、農奴に対する支配力を貴族に与えた。この封建的編制は、古代の共同体所有と全く同様に、被支配生産者階級に対抗する一結合であった。ただ、結合の形態と、直接生産者に対する関係とは、古代のそれとは異なっていた。そこに存した生産条件が異なるものだったからである。」（河出書房版、『マルクス』、p. 10～11）

われわれの当面の問題である封建的所有についてだけ再び重要点を指摘しておけば、マルクスがここで、それを身分的所有、すなわち「貴族」という特定身分の人々だけの所有として捉えていることに注目すべきである。それも「やはり一つの共同体を基礎とするが」、この共同体は、たとえば種族所有のばあいのように、その社会を構成するすべての人々を構成員としない。農奴、すなわち直接生産者たちは、被支配身分として「この共同体に対立するもの」として理解されていることに、とくに注意を払う必要がある。

次に、大塚氏がその『共同体の基礎理論』をまとめるに際して主として依拠されている『資本制生産に先行する諸形態』をみよう。ただし、長くなるので、ここではゲルマン的所有形態に用する部分だけの考察にとどめる。

「労働する個人すなわち共同組織の自立的な成員が、かれらの労働の自然的諸条件を所有す

る〔いま一つの〕形態は、ゲルマン的所有である。この形態のもとでは共同体成員そのものは、特殊東洋的な形態のもとでのように共有財産の共同占有者ではない。……それはまた、ローマ的、ギリシヤ的（つまり古典古代的）形態におけるように……でもない。……ゲルマンの共同体は、都市に集中していない。……中世（ゲルマンの時代）は、農村を歴史の中心として出発し、その後の発展は、やがて都市と農村との対立というかたちをとって進行する。……ゲルマン人にとっては、個々の家族長は遠くはなれた森のなかに定住しているのであって、そこではうわべをみただけでもわかるように、共同体は——かれらの即自的に存在する統一が、血統、言語、共通の過去と歴史などによって与えられているにもかかわらず——共同体成員のその都度の連合というかたちで存在するにすぎない。したがって共同体は、連合体ではなく連合として、また統一体ではなく結合としてあらわれるのであって、その結合の自立的な諸主体は土地所有者たちである。……ゲルマン的形態のもとでは、農民は、国家市民すなわち都市の住民ではない。むしろ、基礎となっているものは、孤立し、自立した家族の住居であり、この基礎は、同一種族の他のおなじような家族的住民との同盟によって、また、戦争、宗教、法律的な調停などのための、そのような相互的な保証のための、折にふれての会合によって保証されている。個人的土地所有は、ここでは、共同体の土地所有に対立する形態としてあらわれることもないし、またそれによって媒介されたものとしてあらわれることもない。むしろ逆である。共同体は、これら個人的土地所有者たちそのものの相互関係のうちだけに存在する……」

（新潮社版、マルクス＝エンゲルス選集、第4巻、48

～53頁）。

問題は、この引用文中にみえる「ゲルマン的形態のもとでは、農民は……」という個所の「農民」という言葉である。大塚氏はこれを封建制下の直接生産者である農民と理解し、さきにもみた封建的共同体すなわち村落共同体論をまとめられているようである。しかし、この「農民」は封建制下の農民、すなわち農奴ではなく、じつは土地所有者たち、すなわち、あとで封建的「貴族」と農奴とに分化する以前の「土地所有者たち」であることは明白である。農奴は、『諸形態』においては、こうした「自立的な諸主体」によって所有される「非有機的かつ自然的条件」にすぎない。

われわれはさきに、『ドイッチェ・イデオロギー』における封建的所有の規定が、「封建的編制は、古代の共同体所有と全く同様に、被支配生産者階級に対抗する一結合」であり、農奴と都市に対抗するための「貴族」たちの結合という形をとった共同体を基礎にするのを見た。しかるに今や、『諸形態』のいわゆるゲルマン的所有は、「労働する個人すなわち共同組織の自立的な成員」が、あるいは戦争、宗教、法律的な調停などのために、あるいはその個人的所有の補足物としての共有地を「種族の共同占有物として敵対的諸種族から護」るために、結合した共同体を基礎していることを知る。したがって、『諸形態』のいわゆるゲルマン的所有は、明白に『ドイッチェ・イデオロギー』のいわゆる封建的所有とは異なることに注目すべきである。大塚氏はゲルマンの共同体とはすなわち封建的共同体であるといわれるが、両者は明白に異なる。『諸形態』はさらに、両者の相異を次のように説明している。

「共同組織が、自分のものとしての自然的生

産諸条件——大地——(……) に関係するさいに、ぶつかるかもしれない唯一の制限は、他の共同組織である。他の共同組織も、自分の非有機的肉体としての自然的生産諸条件を要求している。したがって、戦争は、これら自然発生的な各共同組織が、財産を維持し、かつそれを新たに獲得するためにおこなう、もっとも原始的な労働の一つである。……《土地といっしょに、土地の有機的付属物としての人間そのものが征服されるとすれば、人間は生産諸条件の一つとして征服されることになる。このようにして、奴隷制や農奴制が発生するが、これらの制度は、まもなくすべての共同組織の本源的な諸形態を改造し、変化させ、みずからこれら共同組織の基礎となる。このために、単純な構成は否定される。》」(p. 60)

すなわち、ゲルマン的共同体が「自然発生的共同組織」であり、「共同組織の本源的な形態」であり、「単純な構成」であるのに対して封建的共同体とは、このゲルマン的共同体が、農奴制の発生によって「改造」し「変化」せしめられたものであり、農奴制を「基礎」に構成された共同体である。前者は「単純な構成」であるが後者は階級的ないし身分的な構成である。

大塚氏の封建的共同体＝村落共同体説は、こうした間違っただマルクス理解の上に構築されているために、さらに第二の誤りを重ねることになる。すなわち、前に引用した、「定住形態としての「村落制」というよりは、いまま少しひろく、土地占取者の隣人集団という意味での「村落——」という但し書がそれである。というのは、氏の考えられている「村落」は、それがフーフエ制をとっていることからみても氏のいわゆる「定住形態としての村落制」であることが明白である。それにもかかわらず、『諸形態』

の示すゲルマンの形態が、「個々の家族長は遠くはなれた森のなかに定住している」ために、やむをえず氏はここで、「いまま少しひろく、土地占取者の隣人集団という意味での村落」という但し書をつけられているのである。しかもそれは、「カロリナー期ともなれば」という曖昧な説明だけで、いつの間にか再び、氏のいわゆる「定住形態としての村落」共同体 Dorfgemeinde にスリ替えられてしまう。

ことわるまでもないが、わたしは封建制下の農民が村落共同体を形成していなかったと言っているわけでも、村落共同体が封建社会において何らの役割をも果していなかったと言っているわけでもない。それは確かに存在したし、封建制下の農村を考える場合、われわれが絶対に無視することのできないほどの役割を果す。この点については、マルクスもおそらく異を唱えないであろう。しかし、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』や『諸形態』で考察しているのは所有の諸形態であって、そうである限り、問題になるのは、たとえ後では名目的なものに変わってしまうにしろ、「所有者」としての資格をもつ「自立的な土地所有者たち」、すなわち、封建制下においては「貴族階級」の共同体である。この土地所有者たちの土地を耕作する「保有者」としての農民たちが構成する共同体、すなわち村落共同体は、当然にも、ここでのマルクスの考察圏外におかれねばならない。

それにもかかわらず大塚氏は、『諸形態』のもつこうした性格を全く無視し、自説の正当性を『諸形態』に依拠して主張するという誤りをおかされている。そもそも、ゲルマン的共同体すなわち封建的共同体と氏は主張されるが、農民とともに封建制社会の不可欠の構成要員であるはずの領主階級は、『共同体の基礎理論』の、

いったい何処に位置しているのか。領主階級の蒸発してしまった封建社会というものが、一体ありうるであろうか。

なお、ゲルマン的共同体の基本共同態は村落であるとする前にみた見解の根拠としてあげられている『レックス・サリカ』の諸規定についても、大塚氏は重大な誤解をおかされている。すなわち、氏はさきに引用した文章において、ゲルマン的共同体においては共同態規制の主体は土地占取者の隣人集団たる村落であり、「たとえば相続権者を欠くばあいなどは、結局「村落」内の「隣人」の手に帰属すべきことになっていた」と述べられていた。ここで問題になっている相続についての規定とは、サリカ法典第59章、「遺産について」を指すものと思われるが、この章の内容は大塚氏の理解とは全くちがう。すなわち、この章は、最初に遺産一般について述べたあと、「土地についてはただし如何なる相続財産も婦女に帰属すべからずして、男性、兄弟たる者にすべての土地は帰属すべし」と規定している。ところが、ヒルペリッヒ王(561~584)の勅令によるこの章の改正に、息子のない場合には土地は死者の娘あるいは兄弟、姉妹が相続せねばならず「隣人ではない」とあるところから、この改正以前には「隣人」すなわちマルク共同体の管理に移ったという解釈がおこなわれた。大塚氏はこの解釈によって「隣人」への帰属を主張されているわけであるが、この解釈の当否は別として、この改正は、はっきりと、以後は「隣人ではない」と述べていることを見誤ってはいけぬ。つまり、以前はあるいは隣人に帰属したとしても、以後はそうではないとこの改正は述べているのである。ハインリッヒ、ミッターイスの『ドイツ法制史概説』(世良訳)の第二部第十二章「中世初期

の経済と社会」も、「遺産の共同体への復帰は、息子達の相続期待権に、やがてはまた娘達や傍系親の相続期待権に道を譲った」(p. 74)と明記している。

さらにマルクス自身も、「農耕共同体」すなわち、血のきずなによって束縛されていない自由な人間たちの最初の社会集団であり、かつ家屋や屋敷地は私有だが耕地は共有(但し、分割耕作、およびその果実の私的領有)という共同体は、「ゲルマン諸部族がイタリアやガリアやスペインなどを征服しにやってきたときには、もはや存在していなかった」、「タキトゥスの時代以後には、われわれはこの共同体を見う失ってしまう」と明記している。そしてマルクスは、その後に生れる「新しい共同体」は、「耕地は耕作者の私的所有となっているが、同時にまた森林や荒蕪地などは依然として共同所有のまま」になっている「農村共同体」であると述べている。(「ザスリッチの手紙への回答の草稿」、大月版『マルクス、エンゲルス全集』、第19巻、p. 405)

(3)

それにしても、『諸形態』のいう「自立的な共同体構成員」や「土地所有者たち」がむしろ領主階級であるとするれば、直接的生産者である農民たちはいったい封建社会のなかでどのような地位を占めているのか。そもそも、『諸形態』は封建制度の形成をどのように説明しているのか。

残念ながら『諸形態』は、前にみた戦争による説明以外には、それら一切の問題に殆んどふれていない。ホブズボームの『共同体の経済構造——マルクス『資本制生産に先行する諸形態』の研究序説』(市川泰治訳)もいうように、『諸形態』でのマルクスの仕事は農奴制や奴隷

制の歴史を書くことではなく、資本関係の形成、または本源的蓄積に先行する過程について明らかにすることだからである。

かくしてわれわれは、『ドイッチェ・イデオロギー』の、次のような余りにも簡単な文章で推測するほかに、マルクスの見解についてまとめることはできない。

「ギリシャおよびローマとは反対に、封建的発展は、ローマ人による諸征服と当初はそれに伴った農業の普及とによって用意されたはるかにより広大な地面の上で、始まる。崩壊するローマ帝国の最後の数世紀、そして蛮族自身による征服は、多大の生産力を破壊した。農業は低下し、工業は販売の欠乏のために衰え、商業は休眠するかまたは暴力的に阻止され、田舎でも都市でも人口は減少した。この既存の諸関係と、これに制約された征服地組織の仕方とが、ゲルマンの兵制の影響のもとに、封建的所有を発展させた。……土地所有の階層制的編成と、これに連なる武装家臣団とは、農奴に対する支配力を貴族に与えた。」(p. 10)

ただし、マルクスが封建制の特徴をどのように理解していたかという点については、『資本論』からの次の二つの引用文が十分に明らかにしてくれるはずである。

「いまわれわれは、……陰鬱なヨーロッパの中世に移ろう。ここでは独立人のかわりに、すべての人が非独立的であるのを見出す——農奴と領主、家臣と封主、俗人と僧侶というふうに。人身的な隷属ということが、物質的生産の社会的諸関係にも、その上に築かれている生活部面にも、特徴となっている。」(第一分冊, p. 139)

「直接労働者が彼自身の生活手段の生産に必要な生産手段及び労働条件の『占有者』である

に止まるすべての形態において、所有関係は同時に直接的支配、隷属関係として現われざるを得ず、したがって直接生産者は非自由者として現われざるを得ないということは、明らかである。非自由、すなわち賦役労働を伴う農奴制から単なる貢納義務制に至るまで種々に緩厳の差があり得るそれである。ここでは直接生産者は、前提によれば、彼自身の生産手段を、彼の労働の実現と彼の生活手段の生産とに必要な対象的労働条件を、占有している。彼は、彼の農耕をも、それと結合された農村家内工業をも、独立に営む。この独立性は、たとえばインドにおけるように、これらの小農民が相互に多かれ少なかれ自然発生的な生産共同体を形成しているということによっては、廃棄されない。ここではただ名目的領主に対する独立性だけを問題にしているのだからである。これらの条件のもとでは、名目的土地所有者のための剰余労働は、ただ経済外的強制によってのみ強取され得、これがいかなる形態をとるかを問わない。これを奴隷経済または植民地大農業から区別するものは、奴隷はここでは他人の生産条件をもって労働するのであって、独立に労働するのではない、ということである。したがって、人的従属関係が、程度の如何を問わず人的非自由が、そして土地の附属物として土地に緊縛されていることが、本来の意味における隷農制が、必要である。」(第十一分冊, p. 298~9)

大塚氏はさきに、商品生産を基礎とする資本制の場合とはちがって、封建制の土台は共同体であり、「そうした共同体をなして生産しつつあるような諸個人、あるいは農民諸個人が土地占取関係という紐帯によって互いに結び合わされつつ作りだしている特有な共同体、これこそが封建制の物質的基礎をなす」といわれた。し

かし、これが誤りであることは今や明白である。封建制の基礎は、その生産と生活を独立に営む小農民たちが、名目的な土地所有者を領主とする土地を占有しているということにある。

たしかにマルクスも、「封建的共同体」という表現を用いている場合がある。たとえば、『ドイッチェ・イデオロギー』のなかの、「私法は、私的所有と時を同じくして、自然発生的な共同体の解体から発展する。……封建的共同体が産業と商業とに解体された近代諸民族にあっては、私的所有と私法との成立とともに、新たな一段階が始まったが……」(p. 48) という個所などがその例としてあげられよう。

しかし、たとえこのように「封建的共同体」という表現が用いられている場合にも、そうした表現によってマルクスの意図していたものが真の意味での「共同体」ではなかったことは、同じ『ドイッチェ・イデオロギー』の次のような文章によって明らかであろう。

「従来のもろもろの共同社会代用物においては、国家その他においては、支配関係の諸関係のうちで発展した諸個人にとってのみ、そして彼らがこの階級に属する諸個人だった限りにおいてのみ、人格的自由は存在した。従来諸個人が結合して形成した外見上の共同社会は、常に諸個人に対立して独立化され、そして同時に、それは一階級の結合として他の一階級に対立していたのだから、被支配階級にとっては一つの全く幻想的な共同社会だっただけでなく、一つの新たな極樞でもあった。」(p. 59)

こんなことはわざわざ述べるまでもないことだが、それが一つの階級社会である限り、その社会が真の意味で共同社会などでありうるはずがない。このことは、資本制社会や古代社会においてと同様に、封建社会についてもまた妥当

する。封建社会は、確かに、「自然発生的な共同体」を基礎にしてはいるが、すでに階級的に分化することによって変質している。したがって、たとえ「封建的共同体」とか「より大きな全体」とかいう用語が用いられようとも、それを文字通りに「共同体」という意味に解すべきではないであろう。それは「幻想的な共同社会」である。

そして、おそらくそうした点を考慮してであろうが、大塚氏は、共同体 (Gemeinde) について述べるにあたって、マルクスは「共同体」Gemeinschaft という言葉と「共同組織」Gemeinwesen という言葉とを使いわけており、『共同体の基礎理論』において自分は、マルクスのこの後のほうの使い方によって、とことわっておられる。

「この語 (共同体という言葉) はわれわれが通例見聞する範囲でも、さしあたって広狭やや異なった用語法をもっている。一つは「共同体」という語をとくに無階級の原始共同組織という意味での「原始共同態」Urkommunismus とほぼ同義に考える用語法である。たとえば階級分化にもなって「共同体」は崩壊した、などという用語例のばあいがそれである。しかしこの講義では、いま一つのかかなり広い用語法によって、すなわち、そうした「原始共同態」Ursprüngliche Gemeinschaft との歴史的連関をもそのうちに含めながら、いっそう広く、その後封建社会の終末にいたるまでの広汎な期間にわたってつぎつぎに継起する生産諸様式……の土台あるいは骨組を形成した「共同組織」Gemeinwesen 全般を問題とするのである。」

藤原浩氏によれば果してマルクスがこのような使いわけをしていたかは疑問であるが、それ

は兎も角として、大塚氏のいわゆる「共同組織」であれば、氏のいわれるようにその組織内部に同時に階級を異にする人々が含まれるであろうか。なるほど、たとえば村落共同体には領主の直営地も含まれている。しかし、領主自身が農民と同じ資格において共同体員であったとは、私には到底考えられない。領主直営地の耕作が共同体の規制下におかれたことは史実の数えるところだが、領主自身は裁判権の保持者として村落共同体を支配する存在であったはずである。したがって、たとえばエンゲルスがその『マルク』において次のように述べているとしても、マルク共同体員となったのは、すでに封建領主化している土地領主ではなく、将来封建領主化すべきも未だそうではない土地領主である、と私は考える。

「土地領主——教俗いずれであろうと——が農民地を獲得すると、彼らはそれとともにこの土地に付属しているマルク内の権利をも獲得した。新しい荘園領主は、こうしてマルク共同体員となったが、はじめのうちはマルク内で、自由民または隷属民である他の共同体員や、さらには彼自身の農奴とさえ、同一の権利をもつにすぎなかった。だが、まもなく、農民の頑強な抵抗にもかかわらず、荘園領主は、多くの地方においてマルク内で特権を獲得し、しばしばマルクをその領主権力に従属させることさえできた。」（大月書店版、『マルクス、エンゲルス全集』、第19巻、p. 320）

いや、大塚氏自身が、その『共同体の基礎理論』において、ゲルマン的共同体における農民や手工業者の「独立性」を説くに際して、荘園の分散構造を理由に、「古典荘園、つまり《Villikationsverfassung》にみられる「村落共同体」と荘園の特徴的な不一致」を指摘され

ていることに注目したい。つまり大塚氏は、そこでは、荘園と村落共同体の不一致を指摘することによって、村落共同体すなわち農民の、荘園すなわち領主からの「独立性」を主張されているわけである。だが、もしもそうだとすれば、逆に領主のほうでもまた、村落共同体とはあくまでも別個の、その枠組みの外にある「独立」の存在でなければならない。

要するに、かりにマルクスが、大塚氏のいわれるように Gemeinde と Gemeinwesen とを使いわけていたとしても、その意図は、さきに引用した『諸形態』の文章にみえる、「連合体ではなくて連合として、また統一ではなくて統一としてあらわれる」という個所にいわゆる、「連合体」ないし「統一」に対する「連合」ないし「統一」の区別でしかないであろう。しかもその際、この「連合」ないし「統一」は、その「自立的な諸主体」はあくまで「土地所有者たち」に限られており、被支配階級たる奴隷や農奴を含んでいなかったことを忘れてはいけぬ。奴隷や農奴はこの「連合」すなわち共同体に「対立」していた。

なるほど封建社会は、大塚氏のいわれるように、たしかに村落共同体を物質的基礎とするかのような外観を呈している。しかし、そのゆえは、両者、すなわち封建社会と村落共同体とともに規定する生産諸力の水準がほぼ共通しているからである。決して、大塚氏のいわゆるこの二つの「共同体」それ自体の間に、大塚氏の主張されるような規定関係があるからではない。

人々はあるいは、『諸形態』にはしかし、次のように述べている個所があると反論するかも知れない。すなわちマルクスは、ゲルマン的所有をふくむ三つの土地所有形態について述べた

あと、次のように述べている。

「これらすべての形態のもとでは、土地所有と農業とが経済組織の基礎をなしており、そのために、使用価値を生産するということが、またみずからの共同体と特定の諸関係——その諸関係のもとでは個人が共同体の基礎をなしている——を結んでいる個人を再生産するということが、経済的目的なのである。」(前出書, p. 53)

しかしながら、ここにいわゆるゲルマン的土地所有とは、前に明らかにしておいたように、大塚氏の理解とは違って、封建的土地所有と同義ではない。「労働する個人すなわち共同組織の自立的な成員が、かれらの自然的諸条件を所有する〔いま一つの〕形態は、ゲルマン的所有である」という表現に明白であるように、労働する諸個人が彼らの自然的諸条件を所有する形態の一つとして提示されていることを見落してはいけぬ。マルクスが『諸形態』で明らかにしようとしているのは、「かの「資本関係の形成または本源的蓄積に先行する過程」の分析」という副題が教えるように、このように労働する個人がかれらの労働の自然的諸条件を所有する形態がいかにして解体されるかということであって、封建的土地所有がいかにして解体されるかということではない。『諸形態』は明白に次のように述べている。

「ここでわれわれにとってまず重要なのは、つぎのことである。すなわち、資本にたいする労働の関係、あるいは資本としての客体的労働諸条件にたいする労働の関係は、一の歴史的過程——労働者が所有者であったり、所有者が労働したりするような種々の形態を解体させる歴史的過程を、前提しているということである。したがって、なによりもまず、(-)自然的生産条件としての大地(土地)——それにたいして、

労働者は、自分自身の非有機的な定在として、自分の力の仕事場として、自分の意志の支配領域として、関係するのであるが——にたいする関係の解体。この所有が存在しているすべての形態は、共同組織を前提する。」(p. 67)

最後の一句の「この所有」なる言葉が「労働者が所有者である」関係をさすことは明白であるが、封建的土地所有とは、労働者を「所有者」ではなくて「占有者」ととどまらせる所有形態である。なるほどこの「占有者」は、とりわけ封建制の末期においては、事実上は「所有者」に近いことは認められねばならぬが、マルクスがここで述べていることは、たとえ封建的土地所有が廃絶され、労働者が文字通り「所有者」に転化したとしても、すなわち文字通りに自由な小土地所有者になったとしても、労働者自身が所有者である限り、つまり小経営者である限り、それは共同組織を前提する、という意味である。『諸形態』はまた、その少し前の個所で、次のようにも述べている。

「人間は、歴史的過程によってはじめて個別化される。人間は本源的には、結合的存在、種族的存在、群居の動物として——たとえ、政治的意味での社会的動物としてではけってないにしても——あらわれる。交換自体がこの個別化の一主要手段である。交換は群居生活を不必要にし、それを解体する。そして事態はすぐにつぎのように変化する。人間は、個別化されたものとして、ますます自分自身に関係するようになるが、しかし個別化されたものとしての自分を定立するための手段は、みずからを一般化し普遍化するものとなる。このような共同組織のなかでは、所有者、たとえば土地所有者としての、個人の客体的定在が前提されている。しかもそれは、この個人を共同組織にしぼりつけ

たり、あるいはむしろ、かれを共同組織の鎖の一環としたりしている一定の諸条件のもとにおいてである。……共同組織が主体をかれらの生産諸条件との一定の客観的統一において前提するようなすべての形態、いかえれば、一定の主体的定在が共同組織そのものを生産諸条件として前提するようなすべての形態（それは多かれ少なかれ自然発生的であるが、同時にまた、すべて歴史的過程の結果でもある）は、必然的に、生産諸力のかぎられた発展、しかも原則的にかぎられた発展に照応するにすぎない。生産諸力の発展はこれらの諸形態を解体させる。」（p. 66）

繰り返しているが、ここでのマルクスもまた、人間をして共同組織を前提としてのみ存在しうるように規定しているものは、生産諸力のかぎられた発展、すなわち、労働する諸個人がかれらの労働諸条件を所有する形態であると述べているのであって、共同組織はすなわち封建的組織などとは全く考えていない。

なお、これは私の推測だが、大塚氏が封建制の土台は村落共同体であるといわれるとき、あるいは、村落の首長が領主に転化するというウェーバーの見解に拠られているのではあるまいか。すなわちウェーバーは、その『一般社会経済史要論』の第一章 第三節 A、「領主財産成立の諸根源」において、「氏族酋長の権威」を「一つの世襲化してゆく領主権力の専有」の原因としてあげている。しかし、彼は同時に、征服、コムメンダチオン（投託）、開墾と貸付、呪術的カリスマ、自営商業、国家の租税および賦役制度、をもその起源として数えており、首長の権威のみによってそれを説明しているわけではない。

このように荘園領主ないし封建領主の起源を

村落の首長に求める見解は、とりわけドイツ歴史学界において有力であるように思える。そして、わたしもまた、封建領主権の根源に、あるいは封建社会そのものの歴史的起源として、こうした、あるいは村落首長的な、あるいは氏族制的な権威が存在することを認める。支配者がこうした種類の権威をその支配の手段として利用することは、封建社会のように身分的な秩序が重要性をもつ社会においては、きわめて自然なことだからである。

けれども、そのように認めることと、封建社会の存立基礎が村落共同体にあると見做すこととは、全然別個の問題である。かりに領主の前身が村落共同体の首長であったとしても、領主に転化したとたんに彼は、共同体とは別個の存在、すなわち共同体を支配する存在に転化するわけである。その支配の根源は、もはや共同体の首長たることにはなくて、以前は共同体のものであった土地の所有者たることに変わるであろう。系譜的に共同体から誕生するということと、現実の基礎が共同体にあるということとは、全然別個の問題である。

（4）

ア・イ・ニュースイヒンの「階級としての封建的隷属農民層が発生する過程の第一段階の問題によせて」（国本哲男、福富正実共訳『ゲルマン共同体の基本構造』所収）が問題の本質をきわめて正しく示していると思われるので、以下、それについてみよう。

「われわれには、ベ・デ・グレーコフのつぎのような指摘は、まったく正しいものとおもわれる。「もちろん、ある農業国の農業住民の歴史は、彼らがあらわれたまさにその瞬間——そのときには、氏族共同体における農業労働は、

まだ集団的な性格をおびていたのであるが——から、はじめなければならない。しかし、階級としての農民の歴史は、社会が階級社会になったときに、つまり、共同体を支配することができ、土地と土地を……耕作する人間とを支配した、経済的・政治的に勢力のある人びとが共同体から分離してきたときにはじめて、研究することができるのである。」したがって、われわれは、階級としての農民層の発生を理解するためには、これらの「経済的・政治的に勢力のある人びと」が、どのようにして共同体から分離してきたかを、しらべなければならない。」(p. 138)

では、そうした政治的・経済的に勢力ある人々の発生、すなわち大土地所有者の発生はどのようにして行なわれるか。それは共同体的土地所有の私的土地所有への転化、すなわちアロッドの発生であり、そのアロッドの商品化であるとネウスイヒンは言う。

「マルク内においてアロッドが商品に転化するにつれて、状況は、するどくかわってくる。自由な共同体員のあいだにおける財産上の分化は、社会的分化に転化する。……多数のプレカリウム契約によって、アロッドが、隷属的な保有地に転化されていく。」(p. 157~8)

ネウスイヒンはさらに、次のようにも指摘している。

「マルク共同体の生産関係は、その生産力の性格に照応している。持分のアロッド的な占有と、耕地にたいする共同体の最高支配権をともなった勤労的小経営との結合が、個々の家族経営と家族経営とのあいだの経済的なむすびつきのつぎのような型を、すなわち、開放農地制度、混在耕地制度、そして耕地強制にまさに照応するような型を維持する。というのは、これ

らのものが、共同体のなかに統一させられた個々の家族の小規模生産の可能性を、保障しているからである。生産組織としてのマルクの強固さも、また、発展した封建制度のもとでさえマルクが生きながらえていたことも、これらによってあきらかにされる。マルクのまさにこれらの特質は、奴隷制的経営だけでなく、後期ローマ帝国のコ罗纳トゥスとも対照をなしている。しかし、それらは、封建制度のもとで完全に維持されたわけではけっしてない。維持されたのは、マルクという生産組織のつぎのような側面、すなわち、マルクの生産力の性格と直接にむすびついている側面（小規模生産、未分配の付属地の共同利用、混在耕地制度、その他）だけである。しかし、個々の勤労的経営は、封建制度が決定的に勝利したのちには、自立した自由な経営から、封建的大土地所有者によって隷属させられ、搾取される経営に、転化したのである。」(p. 177~8)

事柄の本質は明らかであろう。共同体的諸強制は生産力の発達段階に規定された生産組織として、たしかに封建農村においても存在している。けれども、封建農村の封建農村たるゆえんは、そうした共同体的諸強制にはなくて、勤労的経営がもはやかつてのように自立した自由な経営ではなくて、封建的大土地所有者によって隷属させられている点にある。大塚氏はまえに、「封建制は、特有な共同体（＝共同組織）の基礎の上に打ち立てられた独自の階級関係」と規定されていたが、共同体の基礎の上に打ち立てられた階級関係などあるはずがない。共同体あるいは共同組織は、階級以前の、階級とは対立する社会関係であるはずだからである。

むろん領主は、その支配にあたって、農民たちの共同体組織をさまざまな仕方で利用するで

あろう。けれどもそれは、あくまで利用するというだけであって、それなしには封建制がなりたたないというわけのものではない。「土地所有の階層制的編成と、これに連なる武装家臣団とは、農奴に対する支配力を貴族に与えた」と『ドイッチェ・イデオロギー』は述べていたはずである。村落共同体なしには封建制がなりたたないわけではない。逆に、村落共同体があればそのうえに立つ社会は必ず封建社会である、というわけのものでもない。このことは共同体の二面性という形で大塚氏自身が認められていることではないだろうか。前にみた「共同体をどう問題とするか」という論文の末尾で、氏は次のように述べておられる。

「ただ、いろいろと具体的な歴史的事実に当たってみますと、やはり問題はそれほど簡単ではありません。私はいままで共同体諸関係をかなり単純化して説明してきましたが、実際はもっとはるかに複雑な様相を呈して現われてくるのです。……その一つは、共同体は、一方では今まで述べてきましたように、封建的な領主や地主たちの農民に対する支配の手段として利用されますが、また他面では、ときにはそうした支配に対する農民の抵抗の組織としても利用されたということです。私は、この支配の手段と抵抗の組織という、共同体がもつ二つの側面をしばしば「共同体の二面性」と呼んできました。史実を見ますと、農民側の力がひじょうに強いときには、支配の手段という面がいつそう前面に出てきますし、これと反対に領主あるいは地主側の力がひじょうに強いときには、抵抗の組織という面がいつそう前面に出てくるようです。こうしたことのために、史実はひじょうに複雑な姿をとることになります。ただ抵抗の組織として共同体が利用されるといっても、実は

そこに限界があり、その限界をとらえることによって、結局は上からの支配の手段に転化させられてしまったということが問題なのです。」(p. 230)

抵抗の組織として限界があることは確かである。そもそも両者の力関係が最初から問題にならないからである。武装家臣団を抱えた領主に対して鉞や鎌を手にしただけの農民群とでは、およそ勝負にならない。だが、限界があるから結局は支配の手段とはいえないのではないか、抵抗の組織としての性格は依然として失われてしまったわけではないのだから。

われわれはここで、エンゲルスがその『家族、私有財産および国家の起源』において述べている次のような指摘を想起する必要がある。「彼ら（すなわち、ゲルマン人）は、すくなくとも三つの最重要な国、ドイツ、北フランス、イギリスで、マルク協同体の形で純粋な氏族制度の一片をすくいだして封建国家にうつしいれ、それによって、苛酷きわまる中世の農奴制度のもとでさえ、被抑圧階級である農民に、古代の奴隷も近代のプロレタリアもできあいのものとしてはもちあわせなかった地域的結合と反抗手段とをあたえた……」。(国民文庫版, p. 204)

さらにまたわれわれは、こんどは逆に15世紀において、しかも大塚氏のいわゆる「自由な商品生産者」であるはずの中堅的な借地農においてさえも、共同体の諸連関が封建領主の暴力に対する最も重要な武器であったことを、コスミンスキーによって学ぶことができる。すなわちコスミンスキーは、その論文「15世紀におけるイギリス農業史の諸問題」(福富正実訳、『イギリス農業史とロシア学派』所収)において、この世紀における封建領主の収入源が荘園における地代収入から国家権力を利用しての搾取や掠奪、そ

の代表的な形が戦争，という形態に変わったと指摘したあと，次のように述べている。

「国内における内乱，フランスにおける不必要な，破壊的な，不名誉な戦争，租税の重圧と租税徴集にさいしての濫用，国庫や王室直営地の私消，国家権力の麻痺，商取引の混乱，および，露骨な強奪と徴発——これはすべて，広範な層の住民たちの経済的利害を徹底的に破壊した。封建的無政府状態は，なによりもまず，商品経済の発展とむすびついていたような諸階級の住民たちの利害を侵害した。このばあいにわれわれが挙げなければならないのは，「中堅的な」所有農民および大農型の借地農の有力な一階級である。共同体的諸連関をまだ喪失していなかった商品生産者的な「中堅」農民は，いちじるしい抵抗力をもっていたにちがいない。」(p. 103~4)

明らかにコスミンスキーは，共同体からの離脱こそが商品生産の発展のための条件であると考えられる大塚氏とは逆に，共同体による庇護こそが商品生産の発展の条件であると述べているわけである。

いずれにしても，村落共同体が各種の共同体的強制を伴っていたことは事実であり，この事実そのものを否定することは何人にも許されない。そして，それらの諸強制が三圃制の開放耕地制度という，中世の西ヨーロッパに特有な耕地制度，定住形態，農業生産様式，等々に根ざすものであったこともまた明白である。しかし，それらの耕地制度，定住形態，農業生産様式，等々が果して共同体的な土地占取によって説明しうるかといえば，大塚氏の好みの表現を借用すれば，「研究史の現状」では，見解は必ずしも一致しているとはいえない。さらにまた，それらの諸強制を封建的とみなしうるかと

いえば，通俗的な用語法としてなら兎も角，科学的には妥当ではない。大塚氏自身，その論文「いわゆる「封建的」の科学的反省」(『著作集』，第7巻所収)において，「われわれの知る標準的な見解では，土地所有(地主=農民)関係とそれに基づく地代の徴収——賦役であれ物納であれ金納であれ——そしてそれを支えるところのいわゆる経済外的実力による強制，こうした基礎的特徴のあるばあい，その社会関係を「封建的」と呼んでさしつかえない」(p. 240)と規定されている。

しかし，村落共同体のもつ各種の共同体的強制は，当時の生産諸力の発達段階に規定された，農耕と牧畜との調和の必要，肥料の不足，犁を中心とする農具の性能や構造，耕地組織，村落形態，共有地の利用，等々を理由に，その農業生産や生活の必要から，農民たち自身が彼ら相互の間に作り出した社会関係である。それは，その生産力の基盤がほぼ相呼応しているという理由から，『哲学の貧困』のいわゆる「蒸気車」をもつ産業資本家の社会によりも「手回し車」を基礎とする封建制(p. 129)と呼応しているが，必ずしも厳密に封建制とのみ結びつくわけではない。なぜなら，小経営という生産様式は，なるほど，その最も正常な土地所有形態としては，『資本論』も教えるように自営農民の自由な所有を必要とするが，その成立する最小限の条件としては，土地の「占有」があればよい。その場合，耕作者自身の身分が「自由な所有者であろうと隷属民であろうと」を問わない。(大月版，『マルクス，エンゲルス全集』，第25巻第2分冊，p. 1033)『資本論』はまた，「小農民経営と独立手工業経営とは，どちらも一部は封建的生産様式の基礎をなし，一部はこの生産様式が崩壊してからも資本主義的経営と並んで

現われる」と明記している。（大月版、『マルクス、エンゲルス全集』、第23巻、第1分冊、p. 439）

さらにまた、飯沼二郎・富岡次郎共著の『資本主義成立の研究』は、今日のわが国の学界の主導的な考え方によると産業資本は封建制の末期に、村落共同体の阻止的な拘束を排除して成長してくるものであり、そのような村落共同体をブルジョア革命によって打破して以後、はじめて急速に発展しうるとされているが、実はそれは逆であって、村落共同体はブルジョア革命ではなくて産業革命によってはじめて破壊されることを明確に論証している。「このような「ブルジョア革命」以後もなお強かに残存する村落共同体を、果して、社会的にまったく無力な、封建制のたんなる「遺制」としてのみ取扱うことができるであろうか。」（序文、1頁）

（5）

いよいよ懸案となっていた封建制下の手工業者の状態に戻ることができるようになった。

『共同体の基礎理論』は、大塚氏のいわゆるゲルマン的共同体（＝封建的共同体）における手工業者の状態について次のように述べている。

「ゲルマン的共同体を内から支えているところの「共同体内分業」（＝局地内分業）は、一般的にいえばもちろん「デーミウルギー」Demiurgie（村抱え）とよばれるべき形態に属するものでありながら、やはりそこにはゲルマン的形態に固有なものがあつたと考えねばならない。研究史の現状に即していえば、ゲルマン的形態の「農業共同体」（したがって荘園）の内部には、すでに初発から、一定の種類の手工業者がだいたい次のような形で包含されていた。

（1）まず、文字通り「村抱え」（＝デーミウ

ルギー）の形をとる水車屋、鍛冶屋、それに大工（とくに車大工）などの手工業者たちで、彼らはしだいに村落内のいわば特権層を形づくるようになっていく（アジアの形態のデーミウルギーとの相似と差異）。つぎに、家父長制「奴隷」の姿をとる手工業者たち（いわゆる「荘園手工業者」はその転化形態）で、彼らもしだいに「小屋住」などの形に上昇していき、それとともに村落内の手工業者の数も種類も増大していく。たとえば、鍛冶屋、馬具屋、大工、車大工、靴屋、パン屋、魚屋、織布工など。

（2）ところで、ゲルマン的共同体にとくに特徴的と思われるのは、そうした村落内の手工業者たちのうちに、一般の人々に対して製品を「自由に」（必ずしも身分上の自由を意味しない）販売する者が少なからず存在したということである。換言するならば、村落共同体内部にそうした意味での自由な手工業者たちの存在しうる余地が十分にあつたということである。このことは、中世都市（＝ギルド制）の成立に関連して、ペロウの鋭利な指摘以来ほぼ定説となっているといつてよい。そして、こうした自由な手工業者たちは、経営のうえからみれば、おそらく半農半工で、一定範囲の局地内ではじめは主として賃仕事をおこなつたものと思われる。さらに、これに境を接して、いわゆる「巡歴手工業者」の群があり、たえず移動しつつ諸村落の需要を補っていた。（『著作集』、第7巻、p. 101）

ここまではよい。わたしに理解できないのは、これに続けて述べられている大塚氏の次のような文章である。「ゲルマン的共同体には、このような形で、局地内において、いちおう「自由に」その製品を一般の人々に販売するような手工業者たちが初発から包含されていた。

少なくとも、そうしたものを包含しうるような可能性が与えられていたとってよかろう。そうした手工業者たちは、むしろまだ真の小ブルジョアという性質のものではなかった。といって、「たがいに結合して独自の団体を形づくることもなく」(ケーチュケ)、ゲルマン的形態の共同体に独自の、一種の広義のデーミウルギー(=村抱え)を作りだしていたということができるであろう。」(p. 103)

わたしの理解できないのは、これらの手工業者たちはまだ真の小ブルジョアではないというのはよいとしても、大塚氏が、なぜに、わざわざ「広義のデーミウルギー」という用語を案出してまでも、それをデーミウルギーと呼ぶことを固執されるのか、というその理由である。

大塚氏は、『著作集』第七巻所収の別の論文「共同体内分業の存在形態とその展開の諸様相」においても、中世都市に流入した農奴たちの自由時効、いわゆる《Jahr und Tag》にふれ、これによって中世都市の職人は故郷の村の共同組織から自由になるわけだが、「このことは、明らかに、故郷の諸村落においてデーミウルギー的手工業者たちの置かれている関係が、すでにきわめて自由な(もちろん相対的に!)ものになっていたことを物語る」(p. 150)と述べられている。また、13世紀の西ヨーロッパでは「農村の職人たちがそのすみかを離れ、群をなして〔都市に〕流れ」こむと述べたピレンヌの文章を引用し、さらにまた前にみたペロウ以来の定説を紹介し、「こうした手工業者たちの中心部分が、そもそも農村の局地内で、その共同態規制のもとにありながらも、経済上いちおう自由にその製品を一般の人々に販売するような人々であった」ことも認められる。それにもかかわらず、このような手工業者たちについて、

氏はなぜデーミウルギーを固執されるのであろうか。氏が「自由なデーミウルギー」(p. 151)という誠に奇妙な言葉をさえも作り出してまでもデーミウルギーに執着される理由は、一体どこにあるのであろうか。

大塚氏は、これらの手工業者がなぜデーミウルギーであるかについて具体的な説明を何処にも示されておらず、わたしには、いったい何を根拠に氏がそのように主張されるのかを理解できない。考える唯一の根拠は、氏の誤った封建社会共同体論であろう。つまり、共同体である以上、封建社会内における一切のものは、何らかの程度において必ず共同体的規制の制約下にあるはずであるという考えである。しかし、共同体的諸規制、たとえばギルド制に伴う諸規制は必ずしも反近代的なものとしてのみ理解すべきでないことは、前にウェーバーの見解として明らかにしたところである。

わたしは考えるのだが、中世の手工業が、それが都市のギルド制手工業であろうと、農村の手工業であろうとを問わず、まだ決して小ブルジョアとは呼べず、かつまた、それ自体が直接に近代資本主義に成長しえなかったことは確かである。けれども、そのゆえは、大塚氏のいわれるようにそれがデーミウルギーであったからではない。問題は市場であったし、その狭隘さに規定された生産様式の小規模性であった。限られた市場が、農村手工業を永く生業の段階に停滞させ、都市の手工業にギルド制の形態をとらせたのである。そして、この市場の狭隘性を次第に拡大していくのが商業であり、それを根本的に打破したものが原始的蓄積であったことはいうまでもない。

だが、結論を急がないことにしよう。そして、章を改めて、次に共同体の解体に関する大

塚氏の所説を検討することにしよう。

第四章 局地内商業と局地間商業

(1)

次に共同体の解体に関する大塚氏の理論をみよう。

氏は、1957年度歴史学研究会大会における報告において、その基本的過程を次のように要約されている。

「資本主義のばあいの基本的矛盾とは具体的にはあの固有な階級対立でしょうが、経済学的に分析してみれば、占取の個人的性格とそれから生産の社会的性格、そうした生産力と生産関係の根本的な矛盾があって、それが商品生産の基盤の上で絶えず資本主義的な階級分化を惹き起こし、それを支え、さらについては資本主義そのものの崩壊に導くとマルクスは考えているわけでありませう。それに照応させて、共同体のばあいを考えてみますと、共同体とその土台の上に着てられた生産様式のばあいは、基本的な矛盾は資本主義のばあいと全く逆に、生産の個人的な性格と占取とくに土地占取の直接に社会的な性格の矛盾ということになるでしょう。つまり、共同体のばあい、生産諸力の発展は生産諸力がますます個人的な性質を帯びてくるという形をとって現われます。というのは、最初は集団そのものが、あるいは共同組織そのものが生産力として現われていた。つまり共同労働ですが、それがだんだんと分割され、個人化されて、個人的な生産諸力として成長してくる。そしてそれに対応して、生産関係の面では、原始共同態から伝来した共同組織の外枠の中に個人的・私的な占取関係がはめこまれて、いわば直接に社会的な性格を帯びるとい

です。つまり、占取の直接に社会的な性格と生産の個人的な性格、この両方の矛盾という、生産諸力の発展度に応じたさまざまな現われ方が、それぞれの共同体の形態ならびにその基礎をなす土地所有の性格を決定し、それに照応する特有な階級分化の諸形態を生みだす。そして、さらに生産諸力のより高い発展によって共同体とそこに築かれた社会構成を揚棄する条件を作り出していくのだと思います。マルクスはこうした根本的な矛盾を「共同体に固有な二元性」あるいは「内在的の二元性」とよんでいます。」（『著作集』、第7巻、p. 282）

この文章は、資本主義の基本的矛盾は「占取」の個人的性格と生産の社会的性格にあるというぐあいに、本来「所有」というべきところを「占取」と述べているなどの誤りがあるほか、いろいろ疑わしい点を含んではいるが、共同体の基本的矛盾が「固有の二元性」にあると述べようとするという意味では、その主張をほぼ認めてよいであろう。

つぎに、論文「共同体解体の基礎的諸条件」（『著作集』、第7巻所収）は、右にいわゆる「生産諸力の発展」について、その具体的内容を次のように規定している。

「歴史の曙から当面問題とされる共同体の終局的解体（すなわち資本の原始的蓄積）にいたるまでの時期にあっては、生産諸力の発展の主要方向は、大づかみにみて、「農業」のうちから種々な「手工業」が分離かつ独立し、そうした「手工業」がさらにさまざまな分裂をとげつつ、その種類がますます多岐になっていくというような姿での、社会的分業の進展として現われたということができよう。」（p. 120）

ここまではよい。けれども、ここまでは正しい理論を展開してきたこの論文は、このあと、

以下のように大塚氏独自の見解を交えることによって、次第に間違った方向にその論理を導いていく。

「ところで、このことからただちに、次のような事実に連なっていることに、さしあたり注意する必要がある。すなわち、(1) 古い時代には、また、現在から逆に歴史を溯れば溯るほど、「大地」を主要な生産条件とする「農業」その他の原始諸産業が圧倒的に重要な地位を占めており、それに照応して「土地」が富の基本的形態をなしていた。このようなばあい、共同体をなして生産し生活しつづけていく諸個人にとっては、「土地」の占取が何ものにも先だつ不可欠な条件として現われることは明らかなだ、といわねばならない。そして、事実、共同体そのものがそうした「土地」占取の基礎的生産関係にはかならなかつたことは、すでに別の機会に詳説したとおりである。(2) これに対比して、社会的分業の進展につれて「農業」からつぎつぎに分離し、さらに相互の分裂によってその種類がますます増大していく「手工業」の生産者たちにとっては、「土地」はもはや主要な生産条件ではない。むしろ、きわめて個人的な性質をおびる「生産された生産手段」とくに「労働要具」の私的占取、あるいはそうした動産の形をとる富の蓄積こそが彼らの生産の、したがって生活の基本的条件となってくることは、ほとんど説明を要しないであろう。そうしたばあい、「土地」の占取は、直接にはもはや諸個人の生産活動と生活のための不可欠な条件となることはなく、したがってそうした「手工業」生産諸力の発展は、「土地」占取のための基礎的生産関係である「共同体」から、「手工業」にたずさわる生産者たちを先頭に、成員諸個人をしだいに遊離させ、その結合の絆をおのずから弛

緩させることにならざるをえない、ということも恐らく推測にかたくないであろう。そしてまた、それに照応して、「土地所有」が階級支配のための主要な物質的基礎という意義を失いはじめることも、念頭に置いてよいと思われる。」(p. 120)

「ところで、そのさい、共同体内部におけるゲゼルシャフト的關係を支えとところの「共同体内分業」の存在に言及し、そして、アジア的→古典古代的→ゲルマン的(封建的)という共同体の三つの基本形態のどれもが、それぞれ特有なデーミウルギー(村抱え)の形態でその内部に種々の手工業者を成員として包括していたこと、そればかりでなく、他面、各基本形態には、その構成上、デーミウルギーの形で内部に包含しうる手工業者に関して、それぞれ特有な量的限度が存したことも指摘しておいたが、ここでは、まさしくこの一点が決定的に重要な意味をもってくるので、いま一度それを想起していただきたいのである。」(p. 123)

「さて、右のように共同体の各基本形態には、それぞれ独自のデーミウルギーとしてその内部に包含されうる手工業者の種類と数に、一定の特有な量的限度が存するのであるならば、もし共同体の内部に住む手工業者がしだいにその限度を超えて増大し、それのみが、成員諸個人の大多数の生産活動および生活の向上が、ついにはむしろ、こうした手工業者の種類と数の増大に結びつくにいたったばあいには、その結果はいったいどうなるであろうか。おそらく、一部の手工業者たちは主要な生産条件である「土地」からまったく遊離し、しかも、共同体諸成員の大多数と同一の再生産(分業)圏を形づくりにつつ、生産と生活の向上に積極的に参加することになるであろう。」(p. 124)

(2)

以上が、共同体の解体についての、あるいはまた局地的市場圏形成についての、大塚氏のいわゆる「基礎的諸条件」であるが、おそらく氏はここで、さきに氏が別の論文「共同体をどう問題とするか」において依拠されていた、次のような「フォイエールバハ論」の一節を念頭において、このような見解をまとめられているのであろう。すなわち、マルクスは、原生的な生産要具、つまり耕地や水などと、「文明によって作りだされた生産要具」、つまり 道具や機械などを区別したあと、大塚氏の引用によれば、次のように述べていた。

「第一のばあいの 原生的な生産要具 においては、個人は自然のもとに包摂され、第二のばあいには、労働の生産物のもとに包摂される。したがって、第一のばあいには、所有（土地所有）もまた原生的な支配として現われ、第二のばあいには、労働の、とくに蓄積された労働、すなわち資本の支配として現われる。第一のばあいの前提は、諸個人が、家族であれ、部族であれ、土地そのものであれ、何らかの紐帯によって結び合っているということであり、第二のばあいの前提は、諸個人が互いに独立であって、交換によってのみ結び合わされているということである。……第一のばあいには、所有者の非所有者に対する支配は人格な諸関係に、すなわち一種の共同組織に基礎をおくことができるが、第二のばあいには、それは第三のもの、すなわち、貨幣となって物的な姿をとっていないなければならない。」(p. 207)

しかしながらマルクスは、大塚氏が引用されているこの個所のあとを、じつは次のように続けている。

「第一の場合には、小産業は存在するが、しかし自然発生的な生産用具の利用のうちに包摂されていて、したがって種々の個人への労働の分割を伴わない。第二の場合には、産業は、ただ分業においてのみ、そしてただ分業によってのみ、存立する。」(河出書房版『マルクス』, p. 51)

つまり、大塚氏は土地から遊離した手工業者の発生に共同体解体の要因をみとめられているが、マルクスは、こうした「小産業」にはまだそのような力を認めていないのであって、彼がここで考えている「第二のばあい」とは、単なる道具の世界ではなくて広範な分業を伴った「産業」、すなわちマニュファクチュアないし機械制大工業の世界であることは明白である。

フォイエールバハ論は、また次のようにも述べている。

「中世において前代の歴史から既成のものとして伝えられたのではなく、自由になった農奴によって新しく形成された諸都市にあっては、ほとんど不可欠の手工道具から成っていた各人の携えてきた小資本のほか、各人の特殊の労働が彼の唯一の所有だった。……分業は、諸都市において、個々の同職組合のあいだではなお〔全く自然発生的に〕行なわれ、そして同職組合自体の内部で個々の労働者のあいだでは全然行なわれなかった。各労働者は、労働の一範囲の全体にわたって熟達していなければならず、彼の道具をもってつくられるべきものは何でもつくることができねばならなかった。限られた交通と個々の都市相互間の不十分な連絡、人口の不足と欲望範囲の狭小は、これ以上の分業を出現させなかった。……これらの都市における資本は、一つの自然発生的資本で、住居、手工道具、自然発生的な世襲的な顧客関係から

成っており、そして交通の未発達と流通の不充分のために換金されえないものとして、親から子へ相続されざるをえなかったものである。この資本は、近代の資本のようにいかなる物の形をとるかにかわりなく貨幣で評価される資本ではなく、所有者の特定の労働と直接に関連して決してこの労働から切り離されえない、そしてその限りでは職業的な資本だった。」(p. 37~8)

『諸形態』もまた、労働諸条件に対する労働者の関係のうち、労働する個人がその土地の所有者でもある状態を第一の歴史的状态、彼がその道具の所有者でもある状態を第二の歴史的状态とよび、後者は前者の対立物であると同時に、「その補足物でありうるにすぎない」と述べている。(p. 70)

つまり、マルクスは、手工業にはまだ封建制を解体させるだけの力を認めておらず、生産者自身がその土地を所有する状態のいわば補足物としてしか存在しえない、というのである。そしてその理由は、まえにみた引用文が教えるように、「限られた交通と個々の都市間の不十分な連絡、人口の不足と欲望範囲の狭小」による分業の制限にある。換言すれば、さき到大塚氏は、「農業のうちから種々な手工業が分離かつ独立し、そうした手工業がさらにさまざまな分裂をとげつつ、その種類がますます多岐になっていく」というような姿での、「社会的分業の進展」が共同体を解体させると述べられていたが、このように「手工業がさらにさまざまな分裂をとげつつ、その種類がますます多岐になっていく」ことは、手工業そのものの力だけでは実現されえないのであって、この制限を打破してくれるものの働きを前提しなければならないのである。

大塚氏はさきに、共同体を解体させるものは共同体のもつ「固有の二重性」であるという正しい見解を示されていたが、マルクスはこの二重性（大塚氏の用語では二元性）が共同体を解体させる過程を次のように説明している。すなわち彼は、この二重性が「農耕共同体」に強靱な生命力をあたえたとしたあと、次のように述べている。

「しかし、この同じ二重性が、時のたつにつれて、分解の一つの萌芽になりうるということも、それに劣らず明らかである。くより文明的な諸国民との敵対的な、あるいは商業上の接触、貨幣の導入、「農村共同体」の基礎の上に都市へと徐々に姿態変換してゆく村落、共同体の構成への異質的な諸要素の侵入、等々の有害な環境はすべて度外視しよう。外部からくるあらゆる〈有害な〉影響は別にしても、共同体は、それ自身の胎内に有害な〈破壊的〉諸要素をもっている。私的な土地所有がすでに〔私的な〕家屋とその屋敷地という形態で、そこへ〈共同体のなかへ〉しのびこんできている。これは、共有地にたいする攻撃が用意される要塞に転化しうるのである。このことは、すでに人々が見てきたところである。だが、肝要なのは、私的領有の源泉としての分割労働である。〈それは富者を発生させる。〉それは、共同体によっては統御されえない異質的な一要素の源泉である。それは、動産の、たとえば家畜、貨幣、ときには奴隷または農奴えもの蓄積を、生じさせる。この動産所有は、共同体によっては統御されえず、詭計と偶然とがほしいままにふるまう場である交換の対象となるのであって、それはますます農村経済に重くのしかかってくであろう。これこそ、経済的および社会的な原始的平等の解体者である。この動産所有は、

共同体の内部に異質な諸要素を、[すなわち]さまざまな利害や、激情をみちびきいれてくるが、それらの諸要素は、まず耕地の共同所有を、ついで森林、牧地、荒蕪地などの共同所有をそこなうようにはたらくのである。これら森林、牧地、荒蕪地などは、そのころにはすでに私的所有の共同体的付属物に転化してしまっているのであるが、それらは、最後には、私的所有の手に落ちざるをえないのである。」（大月版、『マルクス、エンゲルス全集』第19巻、p. 407）

すなわちマルクスは、「肝要なのは、私的領有の源泉としての分割労働である」と述べている。それは動産所有を生じさせ、交換の対象となることによって「平等の解体者」になるからである。大塚氏は、「土地から遊離した」手工業者の増加に共同体の解体要因を認められていたが、われわれはむしろ、動産所有と交換、すなわち商業の役割をこそ重視すべきであろう。

マルクスはまた、その『ドイッチェ・イデオロギー』において、中世の手工業が逢着する制限を打破するもの、社会的分業のそれ以上の進展を可能ならしめるものこそは商業であるとし、前にみた文章のあとを次のように続けている。

「次に現われた分業の拡張は、生産と交通の分離、商人という特殊な一階級の形成だった。……交通が特殊の一階級において組織されるとともに、また商業が商人によって都市の近接周辺以外に拡張されるとともに、直ちに生産と交通とのあいだの相互作用が現われる。諸都市は相互に連絡をもつようになり、新たな諸道具が一都市から他の都市にもたらされ、そして生産と交通との分化はまもなく個々の都市のあいだの新たな生産分化を呼び起し、やがて各都市がそれぞれ一つの重要産業部門に従事するように

なる。当初の地方的局限が次第に解消され始める。」（p. 38）

『諸形態』においてマルクスの重視するのもまた、とくに交換価値の形成者としての役割を果たす商業である。すなわち、資本制以前の諸形態においては、土地所有と農業が経済組織の基礎になっており、それ故に、「使用価値を生産するということ、またみずからの共同体と特定の諸関係——その諸関係のもとでは個人が共同体の基礎をなしている——を結んでいる個人を再生産するということ」（p. 58）がその経済的目的であるが、そうした使用価値の生産は、商業の発達によって次第に交換価値の生産に転化され、それが同時に古い諸形態を破壊していく、というのである。

「貨幣財産——商人の富としての——は、たしかに古い生産諸関係の解体を促進し、助成した。そしてそれは、すでにA・スミスがみごとに展開したように、たとえば土地所有者が、自分の穀物や家畜などを、外国からもたらされた使用価値と交換することを可能にした。……同様なことは、すでに半ば資本家であったが、まだきわめて限定された意味で資本家であったところの、かれの借地農についてもおこった。交換価値の発展——商人階級の形態で存在する貨幣がそれを助成した——は、直接的な使用価値により多く向けられた生産と、それに照応する所有諸形態——労働がその客体的諸条件にたいする諸関係——とを解体し、こうして労働市場（奴隷市場とははっきり区別すべき）の形成をおしすすめる。」（p. 78）

「この際同時に明らかになることは、交換と交換価値の発展——（交換価値はどこでも商業によって媒介される、いいかえれば交換価値の媒介を商業とよぶことができる……）——が、

どのようにして、一方では労働の所有諸関係の、その生存諸条件への解体をもたらすか、また、それ自体生産の客体的諸条件のもとに編入された労働をどのようにしてもたらすか、ということである。……交換価値を基礎とする生産、およびこの交換価値の交換を基礎とする社会……および、富の一般的条件としての労働は、労働が客体的諸条件から分離することを前提し、かつその分離をつくりだす。……というのは、交換価値そのものと、交換価値を生産する生産との支配は、……生きた労働能力の、その客体的諸条件からの分離を前提し、また他人の所有としての客体的諸条件にたいする……関係、一言でいえば、資本としての客体的諸条件にたいする関係、を前提している。」(p. 79~80)

つまり、大塚氏は、それが土地から遊離しているという点に注目して手工業に共同体解体の役割を認めておられるが、マルクスは、その交換価値の形成者という側面に注目して商業に共同体の解体者としての役割を認めているわけである。共同体解体の条件が社会的分業であるとする点では、大塚氏とマルクスとの間にちがいはないが、そのいわゆる社会的分業の内容に重大な差異がある、といわねばならない。

(3)

ところで、大塚氏の前にみた論文「基礎的諸条件」は、こうして商業の役割に関して、上記のような古い体制の破壊作用をもつものはただ共同体内のそれのみであり、共同体間のそれは、かえって逆に、旧体制維持的な作用をおよぼすという。「一言にしていえば、生産諸力の発展が「共同体間分業」の姿をとって現われてくるときには、それは、世界史の複雑な関連のなかで現存の共同体に対してさまざまな歪みや

影響を与えながらも、結局はつねに現存の共同体(およびその土台の上に築かれた階級諸関係)を支え、それを維持し、存続せしめる方向に作用してきたと考えるほかはない」(p. 126)と大塚氏はいわれる。

だが、共同体間分業はなぜそのように保守的にのみ作用するのか、氏の説明をきこう。

「さしあたって生産諸力の発展がもつたら「共同体間分業」にのみ帰結するようないわば純粹な形をとって推論をすすめるならば、こうなるであろう。諸共同体のあいだには、さまざまな姿で経済的 Verkehr が形づくられてくる。そして、世界史上およそ「商業」(したがって商品流通)なるものがまずこうした Verkehr の地盤の上で姿を現わし、いわゆる「貨幣経済」の出発点のみでなく、少なくとも現象の上では、その主要な舞台をなしてきたことは、周知のとおりだといってよい。ところで、こうした方向での生産諸力の発展は、同時に、他面において——共同体に所属する成員諸個人がしだいに同一の生産部門ないし職業部門——たとえば牧畜、鍛冶、織布、商業、高利貸、医術など——に従事する傾向をつくりだすばかりか、ついには一共同体の全成員があげて同一の生産部門ないし職業に専門的に従事するにいたることは、さらにまた、特殊職業に従事する者のみの共同体が新たに形づくられることも、周知のように、世界史上おびただしい事例が見出されるとおりである。」(p. 126)

けれども、例えばウェーバーはそのように言っていない。ウェーバーは、『一般社会経済史要論』の第二章第二節「工業および鉱業の発達段階」すなわち、われわれがすでに前章においてその一部を参照した部分において、「習俗を異にする共同体の間の生産特化」を論じて

いるが、そこで彼は、大塚氏のように「一共同体の全員があげて同一の生産部門ないし職業に専業的に従事するにいたる」とは断定していない。しかもウェーバーは、そのあとすぐに、「異習俗集団間の交易の段階にあらわれる第二の可能」について述べ、それは「市場のための専業化の発達」、つまり、大塚氏のいわゆる共同体内分業の発達であるとしている。要するにウェーバーは、共同体内分業発達的前提として「異習俗集団間の交易」を考えているわけである。

「ここで問題なのは、ある地点での職業分化、したがって異習俗集団間の交易という性質はもはや失った職業分化であるが、さしあたりまずそれはデミウルギー的におこなわれる。……こういう一地域内での専業化を超えてさらに進むと、市場のための専業化となるべき一種の地方的専業化が生ずる。その先行段階をなすものは、村落工業およびフロンホーフ工業がある地方の専業と化した場合である。……この状態から、顧客生産および市場生産への推移がくりうるためには、当然ここに一つの前提がみたされねばならぬ。すなわち規則正しい販路生産に対して、一群の購買力ある買い手が存在すること、少なくともある程度まで交換経済が発達していること、これである。」(p. 253~6)

ウェーバーは以上のように述べている。大塚氏はさらに、前記論文の注(p. 128)において、『資本論』第一部第十二章第四節は、「共同体間の分業が自立的なものを非自立的にするに対し、共同体内部から展開される分業こそが、非自立的なものを自立的にする、ということを描している」と述べられている。だが、マルクスは果して、大塚氏のいわれる通りのことを述べているか。問題の箇所を一読すれば明らかになるように、マルクスはそこで、社会的分業

はマニファクチュア内分業と同じように、「相対立する出発点から出発する」ことを述べているにすぎず、それ以上のことを述べているわけではない。すなわち、同章第一節「マニファクチュアの二重の起源」、および第二節「マニファクチュアの二つの基本形態——異種のマニファクチュアと有機的マニファクチュア」で明らかにされているように、マニファクチュアには、もともとは種々の独立手工業者であったものを結合する形でできあがる場合と、同一または同種の作業を行なう多数の手工業者を集めたマニファクチュア内で、種々の作業が同一手工業者の手によってではなく、互いに分離され、分立させられ、空間的に併置されるように変って出来あがる場合がある。しかし、それが専門、専業の形成と人間の細分との基礎をおき、アダム・スミスの師ファーガソンをして、『われわれは奴隷のみの国民をなす』と叫ばしめる結果にいたる点では、いずれの場合も同じである。大塚氏は、「共同体間の分業が自立的なものを非自立的にするに対し、共同体内部から展開される分業こそが、非自立的なものを自立的にする」といわれるが、同じ自立的ないし非自立的という言葉こそ用いられているが、マルクスの場合と大塚氏の場合とは、その意味する内容にちがいがあことに注意すべきであろう。

さらにまた、マルクスがそこで、大塚氏自身がいみじくも認められているように、「マルクスも、ヴェーバーも、歴史的にみて商品交換は最初共同体相互間の接触にはじまり、それが共同体内部にはねかえっていくこと」を、つまり共同体間分業なしには共同体内分業も発生しないことを明示していることを銘記すべきであろう。「この分裂過程（すなわち大塚氏のいわ

ゆる共同体内分業)に主要衝動を与えるものは他の共同体との商品交換である」とマルクスはそこで述べている。

『資本論』はまた、次のようにも述べている。

「商品交換は、共同体の終るところに、すなわち、共同体が他の共同体または他の共同体の成員と接触する点に始まる。しかしながら、物はひとたび共同体の対外生活において商品となると、ただちに、また反作用をおよぼして、共同体の内部生活においても商品となる。その量的交換比率は、まず初めは全く偶然的のものである。……だが、他人の使用対象にたいする欲望は、次第に固定化する。交換の絶えざる反復は、これを一つの規則的な社会過程とする。したがって時の経過とともに、少なくとも労働生産物の一部は、故意に交換のために生産されなければならなくなる。この瞬間から、一方において直接的欲望のための物の有用性と、その交換のための有用性との間の分裂が固定化する。その使用価値はその交換価値から分離する。」
(第一分冊, p. 157~8)

しかるに大塚氏は、「さしあたって生産力の発展がもたらす共同体間分業にのみ帰結するようないわば純粋な形をとって推論するならば」という前提を設けることによって、共同体間分業のもつ上記のような積極面を全く排除されている。つまり、共同体間分業のもつ積極および消極の両面のうち、全く恣意的に前者を排除する前提を設けておいて、したがってあとには後者のみが残るという論法である。これでは消極的な側面のみが残るのが当然であるが、しかし、だからといってこの論証からは、共同体間分業は保守的な作用しかもたらさないという証明は何らなされていない、というべきであろう。

なお、いわゆる局地間商業を問題にする際に

つねに取上げられる、『資本論』第三部第二十章「商人資本に関する歴史的考察」に関して述べておけば、マルクスはそこで、「未発展な諸共同体の生産物交換を媒介する限り」とか、「商人資本の独立的発展」とかという限定をつけて述べていることを見落すべきではない。そして、右のような限定をつけない場合、つまり商業そのものをその一般的な条件において考察する場合には、彼は次のように述べているにすぎない。

「商業及び商業資本の発展は、到るところで、交換価値に向けられた生産を進展させ、その範囲を拡大し、それを多様化し且つ世界化し、貨幣を世界貨幣に発展させる。それゆえ、到るところで商業は、種々に異なるその形態の如何を問わず、主として使用価値に向けられている既存の生産組織の上に、多かれ少なかれ分解的に作用する。しかし、どの程度までそれが古い生産様式の分解を惹起するかは、まず第一に、その生産様式の堅固と内部構成との如何に懸る。そして、この分解過程がどこに帰着するか、すなわち、いかなる新たな生産様式が古いそれに代って現われるかは、商業にはではなく、古い生産様式そのものの性格に懸る。」(p. 202~3)

(後 記)

本稿は、前にも書いたように、1970年度第1学期における私の西洋経済史講義の草稿をもとにしたものであり、同年7月頃までにまとめられた。その後、福富正実氏の『共同体論争と所有の原理』を読み、多くの点で氏の見解に共感を持ち、かつ教えられるところ大であった。とくに、「疎外された労働の視点」と「社会的生産過程の発展段階の視点」という氏のいわゆる「土地所有論における二重の分析視点」論には感銘を受けた。したがって氏の業績を取入れて稿を改めることを一応は考えたが、二、三の個所に少しばかりの加筆をおこなうにとどめた。それというのは、氏のいわゆる「二重の分析視点」論は、本稿を読まれた方はお

いわゆる「局地的市場圏」論の批判（その2）

わかりのように、私自身もまた似たような見解をもっている反面、果してマルクスが、福富氏の提示されるように明確な形で、そうした見解をもっていたかどうかという点に私は疑問をもっているからであり、この点についての明確な結論を出すには、なお若干の時日を要すると思うからである。なお、福富氏の著書の第6章「大塚史学の構想にたいする批判と共同体の問

題」は、充分には成功していないと私は考える。氏は、大塚氏の封建制から資本主義への移行論は二元論であると批判されているが、大塚氏の理論は辺境革命論という形でもともと二元論であり、したがって、ただ二元論であると批判するだけでは充分でない。辺境革命論自体を批判する必要があるであろう。